

特定無線設備の技術基準適合証明 及び工事設計認証業務規程

本版は、2025年4月7日より施行する。

株式会社UL Japan

目次

章 題 名	ページ
目次	2
第 1 章 総則	3
第 2 章 運営基準	5
第 3 章 技術基準適合証明	9
第 4 章 工事設計認証	12
第 5 章 手数料等	15
第 6 章 証明員	16
第 7 章 不正に対する措置	17
第 8 章 財務諸表	18
附則	19
附属書 1(技術基準適合証明申込書)	20
附属書 2(工事設計書)	22
附属書 3(申込台数毎の抜き取り台数)	31
附属書 4(技術基準適合証明証書)	32
附属書 5(技術基準適合証明拒否通知書)	33
附属書 6(工事設計認証申込書)	34
附属書 7(工事設計認証証書)	36
附属書 8(工事設計認証拒否通知書)	37
附属書 9(証明ラベルの様式)	38
附属書 10(技術基準適合証明手数料)	48
附属書 11(工事設計認証手数料)	49
附属書 12(工事設計の変更申込)	50
附属書 13(技術基準適合証明証書・工事設計認証書再発行依頼書)	51
附属書 14(量産品の同一性の確認方法書)	52
附属書 15(技術基準適合証明証書・工事設計認証書 返還請求書)	53
附属書 16(財務諸表等の閲覧申込書)	54

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、株式会社 UL Japan(以下「当社」という。)が電波法(昭和 25 年法律第 131 号、以下「法」という。)第 38 条の 2 の 2 第 1 項の規定に掲げる登録証明機関の登録を受けて、法第 38 条の 6 第 1 項の規定による特定無線設備の技術基準適合証明(以下「適合証明」という。)及び法第 38 条の 24 第 1 項の規定による特定無線設備の工事設計についての認証(以下「認証」という。)を行うために必要な事項を定め、もって適合証明及び認証業務の公平かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

2 本規程は、ISO/IEC 17065(製品認証機関に対する一般要求事項)に適合した当社の品質マニュアルの要求事項を補足する文書でもある。また、必要な場合は、ISO/IEC 17025(校正及び試験を行う試験所の能力に関する一般要求事項)に適合した当社品質マニュアルを適用して当該業務を遂行する。

(業務を行う事業の区分)

第 2 条 当社が適合証明及び認証を行う事業の区分は、法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号、2 号及び 3 号の事業の区分である。

2 上記業務を行う事業の区分は制定されたものであるが、規格改正、技術進歩などにより拡大・縮小の可能性がある。その場合、総務大臣に届け出を行い、必要な場合は認定を受けること。
上記業務の全部又は一部を休止、又は廃止する場合は事前に、総務大臣にその旨を届け出る。

(業務時間)

第 3 条 適合証明及び認証の業務を行う時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

(休日)

第 4 条 休日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (2) 年末年始(12 月 30 日～1 月 4 日)(web 上で公開)
- (3) 夏季休暇 3 日間(web 上で公開)
- (4) 自然災害等により当社がその都度定める臨時の休日(web 上で公開)

(業務を行う事務所)

第5条 適合証明及び認証の業務を行う場所(以下「事務所」という。)は、下記のとおりとする。

株式会社 UL Japan

〒516-0021 三重県伊勢市朝熊町 4383 番 326

ただし、試験を行う場所は以下とする。

本社 EMC 試験所: 〒516-0021 三重県伊勢市朝熊町 4383 番 326

湘南 EMC 試験所: 〒259-1220 神奈川県平塚市めぐみが丘 1 丁目 22 番 3

第 2 章 運 営 基 準

(組織)

第 6 条 適合証明及び認証に係る業務は、実施体制及び責任分担が製造事業者等によって異なることがないよう、当該業務における利害関係の影響を受けない部門で執り行う。

(責任と権限)

第 7 条 適合証明及び認証業務運営の責任者は、コンシューマー機器事業部長とする。

2 コンシューマー機器事業部長は、以下を確実にするための責任と権限を有す。

- (1) 法第24条の2第4項第2号で定める較正を行った測定器を使用して試験が行われる。
- (2) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和 56 年郵政省令第 37 号、以下「証明規則」という。)別表第 1 号に定める特性試験方法により試験が行われる。
- (3) 試験の公正な実施。
- (4) 試験に係わる責任の所在及び業務の分担。
- (5) 試験に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持。
- (6) 試験業務の適正な実施を確保。

3 品質管理者は、適合証明及び認証業務に係わる品質管理、及び製造事業者等に対して差別的な適合性検査業務運営が為されていないかを監視し、当該業務の公平性を遵守するための責任と権限を有する。

(測定器等)

第 8 条 適合証明及び認証に係わる試験には、法第 24 条の 2 第 4 項第 2 号で定める較正を行った測定器及び設備を使用する。

2 これら測定器及び設備は、別途定める試験・測定機器管理規定に従い、較正、保守・管理を行う。

3 測定器等に変更のあったときは、その都度、総務大臣にその旨を届け出る。

(機密の保持)

第 9 条 職務上で知り得た機密に関する事項をその職を辞した後も他に漏洩しない旨の機密保持誓約書を、関連する職員及び、必要な場合、製造事業者等と取り交わし機密の保持を遵守する。

(帳簿等の管理と届出義務)

第10条 適合証明及び認証業務の記録は、証明規則第13条第1項及び第21条に定める内容の帳簿を作成し、適正に維持、管理し、記載の日から10年間保存する。

業務規程を改定しようとするときは、その改定日より前に総務大臣に届けるものとする。

合わせて、以下の届出義務を遵守する。

- (1) 会社名、社長、事業所の名称及び所在地の変更 : 2週間前までに(法第38条の5第2項)
- (2) 役員又は証明員を選任又は解任したとき : 遅滞なく(法第38条の9、法第38条の24第3項) (第42条参照)

(内部監査)

第11条 適合証明及び認証の業務に係る運営状況は、内部監査を実施し品質の維持に努める。

(市場調査)

第12条 当社は、認証した工事設計に基づく特定無線設備について、必要があると認めた場合、技術基準への適合性及び同一性が確保されているかどうかを確認するための調査を行うものとする。

(苦情処理)

第13条 当社は、適合証明又は認証した工事設計に基づく特定無線設備について、利用者等から苦情があった場合には、技術基準への適合性及び同一性(認証した工事設計に基づく特定無線設備の場合に限る。)が確保されているか否かを確認するための調査を行うものとする。

(異議申立)

第14条 申込者は、当社が行った審査結果に異議がある場合には、その旨を記載した書面(以下「異議申立書」という。)を当社に提出することができる。この場合、審査通知結果がなされた日の翌日から起算して30日以内に行わなければならない。

2 異議申立書には、以下の事項を記載すること。

- (1) 適合証明又は認証を受けた者の氏名又は名称及び法人の場合は代表者の氏名
- (2) 特定無線設備の種別及び型式又は名称
- (3) 異議申立の趣旨及び理由

3 当社は、異議申立を受理したときは、認証評議委員会を開催し、その議決に従い措置を行う。

4 当社は、異議申立の結果について、異議申立書を受理した日から起算して、原則として60日以内に文書で通知を行う。

(試験の委託・データの受入)

第15条 当社は、契約試験所以外への特性試験の一部委託は、行わない。

ただし、以下の条件を満たす場合、試験データを受け入れる。

法第24条の2第4項第2号で定める較正を行った測定器及び設備を使用し、証明規則別表第1号1(3)及び、証明規則別表第3号3に定める特性試験方法により行われた試験であるものとする。なお、QA(業務品質の管理を行う部門)により受入承認され、「試験データ受入簿」に登録された試験所からの試験結果のみを受け入れることを基本とする。また、審査の為に必要とする書類を要求する場合がある。2012年2月3日以降の受け入れは、“供給業者/下請負契約者 認定記録” Form-ULID-003700 (DCS:13-QA-F0408)が申請されるものとする。試験データ受入簿については、登録済み試験所によるデータで新規に申請があった場合、再度評価を行う。

2 当社が一切の責任を持つ以下の契約試験所については、証明規則第17条第4項第九号から第十一号までに掲げる事項の記載又は添付を除外するものとする。

- UL LLC: 333 Pfingsten Rd Northbrook IL 60062 USA
- UL Verification Services Inc: 47173 Benicia St, Fremont CA 94538 USA
- UL LLC: 12 Laboratory Drive Research Triangle Park NC 27709 USA
- UL Verification Services (Guangzhou) Co., Ltd., Song Shan Lake Branch:
Room 101, Building 2, No.4, Information Road, Songshan Lake, Dongguan, Guangdong, China

契約試験所については、証明規則第 6 条第 2 項の以下条項に対して次の扱いとする。

(1) 委託する試験の範囲及びそれに係る特定無線設備の種別

※各契約試験所が適切に行え、かつ当社が適切であると認めるもの

(2) 受託者が法別表第 3 号の下欄に掲げる測定器等であつて、法第 24 条の 2 第 4 項第 2 号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年(第 3 条の 2 の測定器その他の設備にあつては、同条の表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。)以内のものに限る。)を使用して試験が行われることの確認に関する事項

※全てに対して当社は確認をする

(3) 別表第 1 号に定める特性試験の方法と同じ方法によって試験が行われることの確認に関する事項

※全てに対して当社は確認をする

(4) 試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないことの確認に関する事項

※契約に基づく

(5) 試験に係る責任の所在及び業務の分担に関する事項

※契約に基づく

(6) 試験に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関する事項

※契約に基づく

(7) その他特性試験に係る試験業務の適正な実施を確保するために必要な事項

※契約に基づく

(情報の提供)

第 16 条 適合証明及び認証に係わる必要な情報(当該業務規程を含む。)は、当社 web 上等にて公開する。

第 3 章 技術基準適合証明

(申込)

第 17 条 適合証明は、適合証明を受けようとする者の申込により行う。

2 当社は、申込者に以下の提出を求める。

- (1) 技術基準適合証明申込書(附属書 1)
- (2) 工事設計書(附属書 2(証明規則別表第 2 号の規定による。))
- (3) 申込設備の操作方法を記した書類(取扱説明書等)
- (4) 当該申込に係る特定無線設備(以下「申込設備」という。)

3 申込者は、申込設備の提出に替え以下を提出することができる。

- (1) 申込設備の部品の配置及び外観を示す写真又は図であって寸法を記入したもの
- (2) 申込設備の特性試験が証明規則別表第 1 号 3 (1) 及び (2) に適合することを示す書類
- (3) 試験結果を記載した書類

4 当社は、申込書及び申込附属物一式を確認し、不備がなければ申込を受理する。

5 一つの申込に係る申込設備の数は 500 台以下とする。

(審査)

第 18 条 当社は、前条の申込を受理したときは、附属書 1 の技術基準適合証明申込書に受理年月日を示す受理印を押すとともに、遅滞なく証明員に審査を行なわせる。審査結果の通知は、原則として申込を受理した日から 15 日(休日及び申込書類の修正・追加に要した期間を除く)以内に行う。

2 審査は、証明規則別表第 1 号の規定に基づき、工事設計の審査、対比照合審査及び特性試験(申込設備が提出された場合に限る。申込設備が提出されない場合、代わって提出された特性試験に係わる書類に記載された内容が技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。)により行う。

3 特性試験は、附属書 3 に示す台数を抜き取り実施する。この結果、以下の場合は、さらに同数の抜き取りを行うか、申込設備全数に対する試験を行う。

- (1) 抜き取り試験の結果、技術基準に適合しない設備が 1 台でもある場合
- (2) 抜き取り試験データに基づき、品質が均一でないと認められる場合

4 当社は、申込設備が提出された場合において、第 2 項の審査のために必要があると認めるときは、申込者に当該申込設備についてあらかじめ行った特性試験結果を記載した書類の提出を求めることができる。

5 当社は、申込設備が提出されない場合において、第 2 項の審査に際し、提出された書類のみでは当該申込設備が技術基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、その必要の範囲内において、申込者に追加の書類の提出、或いは申込設備の提出を求めることができる。

(事務所以外で行う適合証明の業務)

第19条 申込者の要望があり、かつ、当社が適合証明の業務に支障がないと認めた場合は、事務所以外の場所へ証明員を派遣して適合証明の業務を行うことができる。

(申込の取下げ)

第20条 申込者は、申込を取下げることができる。

2 当社は、申込の取下げの場合、取下げ手数料を請求する。

(適合証明の拒否)

第21条 当社は、以下に該当する場合は、申込設備に対する適合証明を拒否する。

- (1) 技術基準に適合しない。
- (2) 不備書類に対する修正或いは追加書類の提出がない。

(審査結果の通知)

第22条 当社は、第18条の審査の結果、当該申込設備について適合証明を行ったときは、附属書4に定める様式の技術基準適合証明証書をもって申込者に通知する。

- 2 当社は、証明規則第7条の規定に基づき、適合証明を行うことを拒否するときは、附属書5に定める様式の文書をもって申込者に通知する。
- 3 前2項の通知は、原則として申込を受理した日から15日以内(第4条の休日及び補正期間(申込者による修正又は補正の期間)を除く。)に行うものとする。

(審査結果の報告)

第23条 当社は、第18条の審査の結果、適合証明を行った設備(以下「適合証明設備」という。)について証明規則第6条第4項の規定に基づき総務大臣に報告する。

(表示)

第 2 4 条 適合証明設備には、証明規則様式 7 号に定める表示（以下「証明ラベル」という。附属書 9 参照）を付する際は、下記に掲げる方法のいずれかによるものとする。

(1) 適合証明設備の見やすい箇所(体内に植え込まれた又は一時的に留置された状態で使用される特定無線設備その他の当該表示を付することが困難又は不合理である特定無線設備については、当該特定無線設備(取扱説明書及び包装又は容器を含む))に付す方法

(2) 電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によって適合証明設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法。

ただし、本方法を用いる際には、電磁的方法によって表示を付した旨、及び特定の操作による表示方法について、これらを記載した書類を適合証明設備へ添付するか、その他の適切な方法により明らかにするものとする。なお、当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に表示を付する場合も、上記(1)及び(2)の方法のいずれかによるものとする。

(工事設計の変更)

第 2 5 条 証明規則第 6 条第 3 項の規定により、適合証明又は認証を受けた無線設備の工事設計に変更を加えた無線設備の適合証明において、附属書 12 に該当する場合は、その審査の一部を省略することができる。

(証明書の再発行)

第 2 6 条 技術基準適合証明書の再発行は、申込者からの附属書 13 の様式に従った再発行依頼書による。この場合、申込者に附属書 10 で規定する手数料を請求する。再発行の際には、受付番号の後ろに「-Rev.1」と記載する。2 回目以降は、「-Rev.2, 3, …」とする。

第 4 章 工 事 設 計 認 証

(申込)

第27条 認証は、認証を受けようとする者の申込により行う。

- 2 当社は、申込者に以下の提出を求める。
 - (1) 工事設計認証申込書(附属書 6)
 - (2) 工事設計書(附属書 2(証明規則別表第 2 号の規定による。))
 - (3) 確認方法書等の書類(附属書 14(証明規則別表第 4 号の規定による。))
 - (4) 申込設備の操作方法を記した書類(取扱説明書等)
 - (5) 当該申込に係る特定無線設備(以下「申込設備」という。)

- 3 申込者は、申込設備の提出に替え以下を提出することができる。
 - (1) 申込設備の部品の配置及び外観を示す写真又は図であって寸法を記入したもの
 - (2) 申込設備の特性試験が証明規則別表第 1 号 3 (1)及び(2)に適合することを示す書類
 - (3) 試験結果を記載した書類

- 4 当社は、申込書及び申込付属物一式を確認し、不備がなければ申込を受理する。

(審査)

第28条 当社は、前条の申込を受理したときは、附属書 6 の工事設計認証申込書に受理年月日を示す受理印を押すとともに、遅滞なく証明員に審査を行なわせる。審査結果の通知は、原則として申込を受理した日から 15 日(休日及び申込書類の修正・追加に要した期間を除く)以内に行う。

- 2 審査は、証明規則別表 3 号の規定に基づき、工事設計の審査、対比照合審査、特性試験(申込設備が提出された場合に限る。申込設備が提出されない場合、代わって提出された特性試験に係わる書類に記載された内容が技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。)及び確認方法書により行う。

- 3 国際標準化機構(ISO)が定めた品質保証システムである ISO 9000 シリーズの認定を受けている工場で生産されている特定無線設備に係る申込において、当該 ISO 9000 シリーズの認定規格の内容が証明規則別表 4 号に定める確認方法書の記載事項を満たしている場合には、確認方法書の提出に代えて、当該工場に係る ISO 9000 シリーズ認定書の提出により審査を行うことができる。

- 4 当社は、申込設備が提出された場合において、第 2 項の審査のために必要があると認めるときは、申込者に当該申込設備についてあらかじめ行った特性試験結果を記載した書類の提出を求めることができる。

- 5 当社は、第 2 項の審査に際し、提出された書類等のみでは申込に係る工事設計に基づく特定無線設備のいずれもが当該工事設計に合致するものとなることを確保することができるかどうかの判断ができないと認めるときは、その必要の範囲内において、申込者に追加の書類等の提出を求め、証明員が当該申込者の事業所において審査を行うことを求めることができる。

(事務所以外で行う認証の業務)

第29条 申込者の要望があり、かつ、当社が認証の業務に支障がないと認めた場合は、事務所以外の場所へ証明員を派遣して認証の業務を行うことができる。

(申込の取下げ)

第30条 申込者は、申込を取下げることができる。

2 当社は、申込の取下げの場合、取下げ手数料を請求する。

(認証の拒否)

第31条 当社は、以下に該当する場合は、工事設計認証を拒否する。

- (1) 技術基準に適合しない。
- (2) 不備書類に対する修正或いは追加書類の提出がない。

(審査結果の通知)

第32条 当社は、第 28 条の審査の結果、当該申込設備について認証をしたときは、附属書 7 に定める様式の工事設計認証書をもって申込者に通知する。

2 当社は、証明規則第 18 条の規定に基づき、認証を行うことを拒否するときは、附属書 8 に定める様式の文書をもって申込者に通知する。

3 前 2 項の通知は、原則として第 27 条の申込を受理した日から 15 日以内(第 4 条の休日及び補正期間(申込者による修正又は補正の期間をいう)を除く。)に行うものとする。

(審査結果の報告)

第33条 当社は、第 28 条の審査の結果、認証した工事設計に基づく特定無線設備について証明規則第 17 条第 4 項の規定に基づき総務大臣に報告する。

(表示)

第34条 認証を受けた設備には、証明ラベルを付する際は、下記に掲げる方法のいずれかによるものとする。

(1) 適合証明設備の見やすい箇所(体内に植え込まれた又は一時的に留置された状態で使用される特定無線設備その他の当該表示を付することが困難又は不合理である特定無線設備については、当該特定無線設備(取扱説明書及び包装又は容器を含む))に付す方法

(2) 電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によって適合証明設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法。

ただし、本方法を用いる際には、電磁的方法によって表示を付した旨、及び特定の操作による表示方法について、これらを記載した書類を適合証明設備へ添付するか、その他の適切な方法により明らかにするものとする。

なお、当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に表示を付する場合も、上記(1)及び(2)の方法のいずれかによるものとする。

(工事設計の変更)

第35条 証明規則第 17 条第 3 項の規定により、適合証明又は認証を受けた無線設備の工事設計に変更を加えた無線設備の認証において、附属書 12 に該当する場合は、その審査の一部を省略することができる。

(認証書の再発行)

第36条 工事設計認証書の再発行は、申込者からの附属書 13 の様式に従った再発行依頼書による。この場合、申込者に附属書 11 で規定する手数料を請求する。再発行の際には、受付番号の後ろに「-Rev.1」と記載する。2 回目以降は、「-Rev.2, 3, …」とする。

第 5 章 手 数 料 等

(手数料等の額)

第37条 適合証明又は認証を受けようとする者の支払う手数料等の額は、附属書 10 又は附属書 11 のとおりとする。

(手数料等の収納)

第38条 当社は、第 17 条又は第 27 条の申込に係わる業務が完了した時点で、前条の手数料等を請求書をもって請求し、現金、小切手、郵便為替若しくは当社の郵便為替口座又は銀行口座への振り込みにより収納する。

第 6 章 証 明 員

(証明員の資格)

第39条 証明員の資格は、法別表第4号に規定するところによる。

(証明員の職務遂行)

第40条 証明員は、適合証明及び認証業務の公共性及び重要性を自覚し、上司の指示に従い、厳正に職務を遂行しなければならない。

(証明員の選任又は解任)

第41条 証明員の選任又は解任は代表取締役が行う。ただし、次に掲げる場合でなければ、その意に反して、解任することができない。

- (1) 証明員に休職を命じたとき
- (2) 証明員を解雇したとき
- (3) 証明員が退職したとき
- (4) 証明員が法及びこれに基づく命令に違反したとき
- (5) 証明員がその職務を遂行することが適当でないと判断されるとき

(証明員の選任及び解任の届出)

第42条 代表取締役は、証明員を選任又は解任したときは、証明規則第9条(同規則第21条において準用する場合を含む。)に規定する手続きによりその旨を総務大臣に届け出なければならない。

第 7 章 不正に対する措置

(不正に対する措置)

第43条 当社は、以下の場合、直ちに、その旨を総務大臣に報告する。

- (1) 申込者が不正の手段により適合証明又は認証を受けたことを知ったとき
 - (2) 認証を受けた者の特定無線設備が技術基準に適合していないこと又は認証工事設計に合致していないことを知ったとき
 - (3) 証明員が法令に違反して適合証明又は認証の審査を行ったことを知ったとき
- 2 当社は、上記に該当する場合、適合証明又は認証を受けた者に対し、附属書 15 に定める様式の文書をもって通知し、技術基準適合証明証書又は工事設計認証書の返還を求める。
- 3 認証に関する瑕疵に対する保証は、いかなる場合も該当業務の認証費用の範囲内とする。

第 8 章 財 務 諸 表

(会計整理)

第44条 当社は、毎事業年度経過後3ヶ月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書、及び事業報告書(以下「財務諸表等」という。)を作成する。

(財務諸表等の保存期間)

第45条 財務諸表等の保存期間は、10年とする。

(財務諸表等の閲覧)

第46条 法第38条の11第2項の規定により、特定無線設備取扱事業者及びその他利害関係者は、財務諸表等の閲覧又は謄写、謄本又は抄本の請求、電子データ又は当該事項を記載した書面の交付の請求(以下「閲覧等の請求」という。)を行うことができる。

- 2 閲覧等の請求は、附属書16の財務諸表閲覧等申込書により行うこと。
- 3 当社は、閲覧等の請求に正当な理由が認められない場合は、閲覧等の請求を拒否できる。
- 4 当社は、謄本又は抄本の提供、及び電子データ又は当該事項を記載した書面の交付に係る費用を請求者に請求する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

改訂:

改訂履歴参照

技術基準適合証明申込書

年 月 日

株式会社 UL Japan 殿

申込者 郵便番号
 住 所
 法 人 名
 代表者名 役職名 氏名
 担当部署
 責任者名 役職名 氏名
 電話番号
 メールアドレス
 ウェブアドレス^{*1}

印^{*9}

私は下記の代理人を定めて、技術基準適合証明に関する申込手続に係る権限を委任します^{*2}
 申込代理人 郵便番号
 住 所
 法 人 名
 責任者名 役職名 氏名

印^{*9}

電波法第 38 条の 6 の規定による技術基準適合証明を受けたいので、別紙の書類等を添えて申込をします。

申込の区分	新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> (同一証明番号付与要件適合 <input type="checkbox"/>)	
特定無線設備の種別	証明規則第2条第1項第 号に掲げる無線設備	
特定無線設備の型式又は名称		
特定無線設備の製造者名		
製造番号		
申込台数		
電波の型式、周波数及び空中線電力		
比吸収率	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有の場合、他の技術基準適合証明番号を持つ特定無線設備 ・含まれる <input type="checkbox"/> (技適基準適合証明番号) ・含まれない <input type="checkbox"/>	
電気通信回線への接続	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
特定無線設備の提出	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
特性試験結果資料の提出	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
試験データの受入	非該当 <input type="checkbox"/> UL Japan は今回の申請スコープで受入済み ^{*3} <input type="checkbox"/>	
変更申込の場合	工事設計書(附属書2)の変更	有 <input type="checkbox"/> ^{*6, *7} 無 <input type="checkbox"/> ^{*7, *8}
	技術基準適合証明等番号	
	技術基準適合証明等年月日	
	相違点リスト	別紙 工事設計認証等を受けた特定無線設備との相違点リスト添付
証明ラベル作成	希望する <input type="checkbox"/> 希望しない <input type="checkbox"/>	
連絡先	郵便番号、住所 部署、氏名 電話番号、E-mail 又は FAX	
仮証明番号希望 ^{*5}	有 <input type="checkbox"/> (有の場合は他の書類は後日で可) 無 <input type="checkbox"/>	
備考		

^{*1} ウェブアドレスの記載がない場合、別途、申請者情報が必要です。
^{*2} 申込の委任を行う場合に委任者などを記載し、委任がない場合は不要です。
^{*3} 試験を UL Japan 以外が行った場合、記載が必要です。
^{*4} 申込区分が新規の場合は不要です。
^{*5} 今回取得する証明番号はあくまで仮証明番号です。最終的に証明証書が発行された場合に、はじめて当該無線設備の見やすい箇所に総務省令で定める表示(証明番号を含む)を付することができることについて理解をして頂いたものとします
^{*6} 型式又は名称の変更であっても工事設計書に変更があれば異番となります。総務省への届け出は不要です。
^{*7} 同番認証ガイドラインは技術基準適合証明には適用できません。
^{*8} 工事設計書の変更がない場合でも、附属書 12 に示す工事設計の変更がある場合は変更申請が可能です。
^{*9} 押印は必ずしも必要ではありませんが、省略する場合は「押印省略」を選択下さい。社印がない場合は社名使用許諾があるものとみなします。
^{**} 技術基準適合証明証書は電子ファイルでの発行となります。

受理印

技術基準適合証明等を受けた特定無線設備との相違点リスト

変更の工事 の種類 ^{*1}	相違内容				備考
	相違箇所	旧 (証明等済特定無線設備)	新 (新規申込特定無線設備)	電気的特性	

注 ^{*1} 附属書 12 で記載した、変更申込区分です。以下に該当する変更の工事の種類番号を記載してください。

- ①: 無線設備の送受信装置に対する物理的な変更
- ②: 無線設備に対する物理的な軽微な変更
- ③: 製造場所の変更又はその他確認方法の変更
- ④: 型式又は名称、製造者(申請者)名の変更

附属書 2

第 1: 第 2 から第 6 までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書

工 事 設 計 書

1 通 信 方 式		<input type="checkbox"/> 単向通信方式、 <input type="checkbox"/> 単信方式、 <input type="checkbox"/> 複信方式、 <input type="checkbox"/> 半複信方式、 <input type="checkbox"/> 同報通信方式、 <input type="checkbox"/> その他 ()		
送 信 機	(1) 定格出力		(2) 発射可能な電波の 型式及び周波数の範囲	
	(3) 発 振			
	(4) 変 調			
	(5) 製造者名等	製造者名	型 式 又 は 名 称	製造番号
3 空 中 線		(1) 型 式 及 び 構 成		(2) 利 得
				<input type="checkbox"/> アンテナリスト参照
4 付属装置等の種類 及び型式又は名称		<input type="checkbox"/> 混信防止装置:		
5 その他の工事設計		<input type="checkbox"/> (1) 設備規則第14条の2第1項に規定する人体における比吸収率の許容値に関する技術基準に係る無線設備 <input type="checkbox"/> (2) 電波法第3章に規定する技術基準適合性の確認 申込設備に関し、1の欄から4の欄までの記載事項以外の工事設計について、電波法第3章に規定する技術基準に適合していることを確認した。 <input type="checkbox"/> (3) 同一の筐体に収められた他の無線設備の申告 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> ①適合表示無線設備 (認証番号: 、種別:) <input type="checkbox"/> ②微弱無線設備 <input type="checkbox"/> ③同時申込の無線設備 <input type="checkbox"/> ④上記①～③以外の無線設備 <input type="checkbox"/> (4) 電波の発射範囲の確認 同一の筐体に収められた全ての無線設備に関し、申込設備及び上記(3)①～③で申告した無線設備の工事設計の範囲外の電波を発射しないことを確認した。		
6 添 付 図 面		<input type="checkbox"/> 無線設備系統図(製品全体の概略図/無線部分詳細図) <input type="checkbox"/> 部品配置図(内部写真で十分な場合不要) <input type="checkbox"/> アンテナ仕様書 <input type="checkbox"/> ラベル図/ラベル配置図 <input type="checkbox"/> 製品外部/内部写真 <input type="checkbox"/> 無線設備外形図(外部写真で不明確な場合) <input type="checkbox"/> 主要部品のリスト(概略図で不明確な場合) <input type="checkbox"/> 製品仕様書(取扱説明書) <input type="checkbox"/> 無線部が容易にユーザに開けられない構造の説明資料(該当する場合) <input type="checkbox"/> 電源の安定化回路に関する資料(該当する場合) <input type="checkbox"/> 会社案内(Webページのアドレス等の提示でも可) <input type="checkbox"/> 人体における比吸収率の許容値に関する技術基準に係る無線設備については、空中線その他の当該基準の測定に係るものの構造及び位置を記した図面		
7 参 考 事 項				

工 事 設 計 書

1 最大測定距離			2 最小測定距離		
3 送 信 機	(1) 定格出力		(2) 発射可能な電波の型式 及び周波数の範囲		
	(3) 発振		(4) 変調		
	(5) 製造者名等	製造者名	型式又は名称	製造番号	
4 受 信 機	(1) 通過帯域幅				
	(2) 製造者名等	製造者名	型式又は名称	製造番号	
5 空 中 線	(1) 型式及び構成	(2) 利得		(3) 回転速度	
	(4) 水平面の主輻射の角度の幅	(5) 垂直面の主輻射の角度の幅			
6 附属装置の種類 及び型式又は名称					
7 その他の工事設計		<input type="checkbox"/> (1) 電波法第3章に規定する技術基準適合性の確認 申込設備に関し、1の欄から6の欄までの記載事項以外の工事設計について、電波法第3章に規定する技術基準に適合していることを確認した。 <input type="checkbox"/> (2) 同一の筐体に収められた他の無線設備の申告 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> ①適合表示無線設備（認証番号： 、種別： ） <input type="checkbox"/> ②微弱無線設備 <input type="checkbox"/> ③同時申込の無線設備 <input type="checkbox"/> ④上記①～③以外の無線設備 <input type="checkbox"/> (3) 電波の発射範囲の確認 同一の筐体に収められた全ての無線設備に関し、申込設備及び上記(2)①～③で申告した無線設備の工事設計の範囲外の電波を発射しないことを確認した。			
8 添付図面		<input type="checkbox"/> 無線設備系統図（製品全体の概略図/無線部分詳細図） <input type="checkbox"/> 部品配置図（内部写真で十分な場合不要） <input type="checkbox"/> アンテナ仕様書 <input type="checkbox"/> ラベル図/ラベル配置図 <input type="checkbox"/> 製品外部/内部写真 <input type="checkbox"/> 無線設備外形図（外部写真で不明確な場合） <input type="checkbox"/> 主要部品のリスト（概略図で不明確な場合） <input type="checkbox"/> 製品仕様書（取扱説明書） <input type="checkbox"/> 無線部が容易にユーザに開けられない構造の説明資料（該当する場合） <input type="checkbox"/> 電源の安定化回路に関する資料（該当する場合） <input type="checkbox"/> 会社案内（Web ページのアドレス等の提示でも可）			
9 参考事項					

第3:市民ラジオの無線局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、5.2GHz 帯高出力データ通信システムの無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHS の陸上移動局、5GHz 帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局、狭域通信システムの陸上移動局、超広帯域無線システムの無線局及び700MHz 帯高度道路交通システムの無線局に使用するための無線設備の工事設計書

工 事 設 計 書

1 通 信 方 式		<input type="checkbox"/> 単向通信方式、 <input type="checkbox"/> 単信方式、 <input type="checkbox"/> 複信方式、 <input type="checkbox"/> 半複信方式 <input type="checkbox"/> 同報通信方式、 <input type="checkbox"/> その他 ()		
2 送 信 機	(1) 定 格 出 力		(2)発射可能な電波の型式 及び周波数の範囲	
	(3) 発 振			
	(4) 変 調	変調方式: 、拡散方式: 変調信号の送信速度に等しい周波数: ※注記: 拡散率 = (拡散帯域幅) / (変調信号の送信速度に等しい周波数) ホッピング方式の場合、周波数滞留時間:		
3 製 造 者 名 等		製 造 者 名	型 式 又 は 名 称	製 造 番 号
4 空 中 線		(1) 型 式 及 び 構 成		(2) 利 得
				<input type="checkbox"/> アンテナリスト参照
5 附 属 装 置 等 の 種 類 及 び 型 式 又 は 名 称		<input type="checkbox"/> 混信防止装置:		
6 そ の 他 の 工 事 設 計		<input type="checkbox"/> (1) 第2条第2項第2号に掲げる特定無線設備の場合にあつては、同一の筐体に収められている同項第1号に掲げる特定無線設備の種別、製造者名及び型式又は名称を記載すること。 <input type="checkbox"/> (2) 電波法第3章に規定する技術基準適合性の確認 申込設備に関し、1の欄から5の欄までの記載事項以外の工事設計について、電波法第3章に規定する技術基準に適合していることを確認した。 <input type="checkbox"/> (3) 同一の筐体に収められた他の無線設備の申告 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> ①適合表示無線設備 (認証番号: 、種別:) <input type="checkbox"/> ②微弱無線設備 <input type="checkbox"/> ③同時申込の無線設備 <input type="checkbox"/> ④上記①～③以外の無線設備 <input type="checkbox"/> (4) 電波の発射範囲の確認 同一の筐体に収められた全ての無線設備に関し、申込設備及び上記(3)①～③で申告した無線設備の工事設計の範囲外の電波を発射しないことを確認した。 <input type="checkbox"/> (5) モジュール状の特定無線設備		

<p>7 添 付 図 面</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 無線設備系統図(製品全体の概略図/無線部分詳細図) <input type="checkbox"/> 部品配置図(内部写真で十分な場合不要) <input type="checkbox"/> アンテナ仕様書 <input type="checkbox"/> ラベル図/ラベル配置図 <input type="checkbox"/> 製品外部/内部写真 <input type="checkbox"/> 無線設備外形図(外部写真で不明確な場合) <input type="checkbox"/> 主要部品のリスト(概略図で不明確な場合) <input type="checkbox"/> 製品仕様書(取扱説明書) <input type="checkbox"/> 無線部が容易にユーザに開けられない構造の説明資料(該当する場合) <input type="checkbox"/> 電源の安定化回路に関する資料(該当する場合) <input type="checkbox"/> 会社案内(Webページのアドレス等の提示でも可) <input type="checkbox"/> 人体における比吸収率の許容値に関する技術基準に係る無線設備については、空中線その他の当該基準の測定に係るものの構造及び位置を記した図面
<p>8 参 考 事 項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> (1) 対比照合審査を行うときにおいて無線設備を開閉することが困難である場合は、部品の配置を示す図面及び外観を示す図面又は写真を添付 <input type="checkbox"/> (2) 試験用プログラム、コネクタその他の特性試験を行うために特に必要な物件がある場合は、その名称及び種類: <input type="checkbox"/> (3) 2,400 MHz 以上 2,483.5 MHz 以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備であつて、占有周波数帯幅が 26 MHz を超え 40 MHz 以下のものについては、キャリアセンスの有無:<input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/> (4) 5,150 MHz を超え 5,350 MHz 以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備及び 5.2 GHz 帯高出力データ通信システムの陸上移動局の無線設備については、当該無線設備の送信は 5.2 GHz 帯高出力データ通信システムの基地局又は陸上移動中継局と通信する場合を除き屋内においてのみ可能である旨の表示の有無:<input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/> (5) 5,250 MHz 以上 5,350 MHz 以下又は 5,470 MHz を超え 5,730 MHz 以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備については、親局又は子局の別及び一の通信系内における平均の空中線電力を 3 デシベル低下させる機能(TPC)の有無: <input type="checkbox"/>親局 <input type="checkbox"/>子局、 <input type="checkbox"/> TPC 有 <input type="checkbox"/> TPC 無 <input type="checkbox"/> (6) 5.2 GHz 帯高出力データ通信システムの基地局及び陸上移動中継局の無線設備については、設備規則第 49 条の 20 の2第1項第3号に規定する等価等方輻射電力の条件に適合することを説明した書類を添付 <input type="checkbox"/> (7) 5,150 MHz を超え 5,250 MHz 以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの親局(自動車内に設置するものに限る。)の無線設備については、 自動車の電源から供給される電源によってのみ動作することの確認:<input type="checkbox"/> 自動車内での使用に限る旨の表示の有無:<input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/> (8) 5,925 MHz を超え 6,425 MHz 以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備のうち最大等価等方輻射電力が 25 mW を超えるものについては、親局又は子局の別:<input type="checkbox"/>親局 <input type="checkbox"/>子局 端末間通信を行う機能の有無:<input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 当該無線設備の送信は屋内においてのみ可能である旨の表示の有無: <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 また、最大等価等方輻射電力が 25 mW を超える親局については、屋外での使用を目的とする構造の有無:<input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 筐体外部からケーブルを介して供給される電源によってのみ動作すること及び屋外での使用を目的としない構造であることを示す図面等を添付 <input type="checkbox"/> (9) その他参考となる事項を記載

工 事 設 計 書

1 通 信 方 式		<input type="checkbox"/> 単向通信方式、 <input type="checkbox"/> 単信方式、 <input type="checkbox"/> 複信方式、 <input type="checkbox"/> 半複信方式 <input type="checkbox"/> 同報通信方式、 <input type="checkbox"/> その他 ()		
2 送 信 機	(1) 定 格 出 力	(2) 発射可能な電波の型式 及び周波数の範囲		
	(3) 変 調			
3 製 造 者 名 等		製 造 者 名	型 式 又 は 名 称	製 造 番 号
4 空 中 線		(1) 型 式 及 び 構 成		(2) 利 得
				<input type="checkbox"/> アンテナリスト参照
5 附属装置等の種類 及び型式又は名称				
6 その他の工事設計		<input type="checkbox"/> (1) 電波法第3章に規定する技術基準適合性の確認 申込設備に関し、1の欄から5の欄までの記載事項以外の工事設計について、電波法第3章に規定する技術基準に適合していることを確認した。 <input type="checkbox"/> (2) 同一の筐体に収められた他の無線設備の申告 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> ①適合表示無線設備 (認証番号: 、種別:) <input type="checkbox"/> ②微弱無線設備 <input type="checkbox"/> ③同時申込の無線設備 <input type="checkbox"/> ④上記①～③以外の無線設備 <input type="checkbox"/> (3) 電波の発射範囲の確認 同一の筐体に収められた全ての無線設備に関し、申込設備及び上記(2)①～③で申告した無線設備の工事設計の範囲外の電波を発射しないことを確認した。		
7 添 付 図 面		<input type="checkbox"/> 無線設備系統図(製品全体の概略図/無線部分詳細図) <input type="checkbox"/> 部品配置図(内部写真で十分な場合不要) <input type="checkbox"/> アンテナ仕様書 <input type="checkbox"/> ラベル図/ラベル配置図 <input type="checkbox"/> 製品外部/内部写真 <input type="checkbox"/> 無線設備外形図(外部写真で不明確な場合) <input type="checkbox"/> 主要部品のリスト(概略図で不明確な場合) <input type="checkbox"/> 製品仕様書(取扱説明書) <input type="checkbox"/> 無線部が容易にユーザに開けられない構造の説明資料(該当する場合) <input type="checkbox"/> 電源の安定化回路に関する資料(該当する場合) <input type="checkbox"/> 会社案内(Webページのアドレス等の提示でも可)		
8 参 考 事 項				

工 事 設 計 書

1 通信方式		<input type="checkbox"/> 単向通信方式、 <input type="checkbox"/> 単信方式、 <input type="checkbox"/> 複信方式、 <input type="checkbox"/> 半複信方式 <input type="checkbox"/> 同報通信方式、 <input type="checkbox"/> その他()			
2 送 信 機	(1) 定格出力		(2) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲		
	(3) 発振		(4) 変調		
	(5) 最大電力密度				
	(6) 高周波濾波器				
	(7) 製造者名等	製造者名	型式又は名称	製造番号	
3 受信機の受信可能な電波の型式及び周波数の範囲					
4 空 中 線 系	(1) 型式及び構成		(2) 利得		(3) 周波数
	(4) 偏波面			(5) 給電線等損失	
5 衛星追尾装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	6 インターロック装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	7 自動停波装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
8 附属装置の種類及び型式又は名称					
9 その他の工事設計		<input type="checkbox"/> (1) 設備規則第14条の2第1項に規定する人体における比吸収率の許容値に関する技術基準に係る無線設備 <input type="checkbox"/> (2) 電波法第3章に規定する技術基準適合性の確認 申込設備に関し、1の欄から8の欄までの記載事項以外の工事設計について、電波法第3章に規定する技術基準に適合していることを確認した。 <input type="checkbox"/> (3) 同一の筐体に収められた他の無線設備の申告 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> ①適合表示無線設備 (認証番号: 、種別:) <input type="checkbox"/> ②微弱無線設備 <input type="checkbox"/> ③同時申込の無線設備 <input type="checkbox"/> ④上記①～③以外の無線設備 <input type="checkbox"/> (4) 電波の発射範囲の確認 同一の筐体に収められた全ての無線設備に関し、申込設備及び上記(3)①～③で申告した無線設備の工事設計の範囲外の電波を発射しないことを確認した。			

<p>10 添付図面</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 無線設備系統図(製品全体の概略図/無線部分詳細図) <input type="checkbox"/> 部品配置図(内部写真で十分な場合不要) <input type="checkbox"/> アンテナ仕様書 <input type="checkbox"/> ラベル図/ラベル配置図 <input type="checkbox"/> 製品外部/内部写真 <input type="checkbox"/> 無線設備外形図(外部写真で不明確な場合) <input type="checkbox"/> 主要部品のリスト(概略図で不明確な場合) <input type="checkbox"/> 製品仕様書(取扱説明書) <input type="checkbox"/> 無線部が容易にユーザに開けられない構造の説明資料(該当する場合) <input type="checkbox"/> 電源の安定化回路に関する資料(該当する場合) <input type="checkbox"/> 会社案内(Webページのアドレス等の提示でも可) <input type="checkbox"/> 人体における比吸収率の許容値に関する技術基準に係る無線設備については、空中線その他の当該基準の測定に係るものの構造及び位置を記した図面 <input type="checkbox"/> 空中線指向図(上記アンテナ仕様書に含まれている場合不要)
<p>11 参考事項</p>	

工 事 設 計 書

1 送 信 方 式				
2 送 信 機	(1) 定 格 出 力		(2) 発射可能な電波の型式 及び周波数の範囲	
	(3) 発 振			
	(4) 変 調			
	(5) 製造者名等	製 造 者 名	型 式 又 は 名 称	製 造 番 号
3 受 信 機	(1) 通 過 帯 域 幅			
	(2) 製造者名等	製 造 者 名	型 式 又 は 名 称	製 造 番 号
4 空 中 線		(1) 型 式 及 び 構 成		(2) 利 得
				<input type="checkbox"/> アンテナリスト参照
5 附属装置等の種類及び 型式又は名称				
6 そ の 他 の 工 事 設 計		<input type="checkbox"/> (1) 第2条第1項第57号又は第57号の2に規定する地上基幹放送局に使用する ための無線設備の場合は、設備規則別図第4号の8の8において当該 無線設備に適用される搬送波の周波数からの差が±4.36MHzにおける平均 電力Pからの減衰量の値： <input type="checkbox"/> (2) 電波法第3章に規定する技術基準適合性の確認 申込設備に関し、1の欄から5の欄までの記載事項以外の工事設計につい て、電波法第3章に規定する技術基準に適合していることを確認した。 <input type="checkbox"/> (3) 第2条第1項第57号の4に規定する地上基幹放送局に使用するための 無線設備の場合は、設備規則別図第2号において当該無線設備に適用さ れる搬送波の周波数からの差の絶対値が200 kHz以上300 kHz未満及び 300 kHz以上における平均電力Pからの減衰量の値： <input type="checkbox"/> (4) 同一の筐体に収められた他の無線設備の申告 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> ①適合表示無線設備（認証番号： 、種別： ） <input type="checkbox"/> ②微弱無線設備 <input type="checkbox"/> ③同時申込の無線設備 <input type="checkbox"/> ④上記①～③以外の無線設備 <input type="checkbox"/> (5) 電波の発射範囲の確認 同一の筐体に収められた全ての無線設備に関し、申込設備及び上記(4)① ～③で申告した無線設備の工事設計の範囲外の電波を発射しないことを確 認した。		

7 添 付 図 面	<input type="checkbox"/> 無線設備系統図(製品全体の概略図/無線部分詳細図) <input type="checkbox"/> 部品配置図(内部写真で十分な場合不要) <input type="checkbox"/> アンテナ仕様書 <input type="checkbox"/> ラベル図/ラベル配置図 <input type="checkbox"/> 製品外部/内部写真 <input type="checkbox"/> 無線設備外形図(外部写真で不明確な場合) <input type="checkbox"/> 主要部品のリスト(概略図で不明確な場合) <input type="checkbox"/> 製品仕様書(取扱説明書) <input type="checkbox"/> 無線部が容易にユーザに開けられない構造の説明資料(該当する場合) <input type="checkbox"/> 電源の安定化回路に関する資料(該当する場合) <input type="checkbox"/> 会社案内(Webページのアドレス等の提示でも可) <input type="checkbox"/> 空中線指向図(上記アンテナ仕様書に含まれている場合不要)
8 参 考 事 項	

附属書 3

表 1 申込台数毎の抜き取り台数(全機種対象)

申込台数		抜取台数
1~	2	全数
3~	15	2
16~	25	3
26~	50	4
51~	90	5
91~	150	8
151~	280	13
281~	500	20

抜取試験は、日本工業規格 Z 9015 に規定する計数調整型 1 回抜取検査方法に準拠して実施する。

技術基準適合証明証書

申 込 者 名	
申 込 者 住 所 及 び 代 表 者	〒 殿
特 定 無 線 設 備 の 種 別	証明規則第2条第1項第 号に掲げる無線設備
製 造 者 名	
製 造 番 号	
型 式 又 は 名 称	
電 波 の 型 式 、 周 波 数 及 び 空 中 線 電 力	
技 術 基 準 適 合 証 明 番 号	
技 術 基 準 適 合 証 明 を し た 年 月 日	

上記のとおり、電波法第38条の6第1項の規定に基づく技術基準適合証明を行ったものであることを証する。

株式会社 UL Japan
コンシューマー機器事業部
電波認証課
〒516-0021 三重県伊勢市朝熊町 4383-326
電話:0596-24-8999 FAX :0596-24-8124

注一. 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 第六条第五項及び第六項に基づき第四項第一号に掲げる事項に変更があった場合は遅滞なく総務大臣に届け出る必要があります。

年 月 日

殿

株式会社 UL Japan

技術基準適合証明拒否通知書

年 月 日付申込に係る下記1の特定無線設備は、証明規則第7条の規定に基づき、下記2の理由により技術基準適合証明を行うことを拒否しますので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、電波法第38条の14第1項の規定により、総務大臣に対し、技術基準適合証明のための審査を行うこと又は改めて技術基準適合証明のための審査を行うことを命ずべきことを申請することができます。

記

1. 特定無線設備の内容

- (1) 特定無線設備の種別
- (2) 電波の形式、周波数
及び空中線電力
- (3) 型式又は名称
- (4) 製造者名
- (5) 製造番号

2. 拒否の理由

以上

工事設計認証申込書

年 月 日

株式会社 UL Japan 殿

申込者 郵便番号
 住 所
 法 人 名
 代表者名 役職名 氏名
 担当部署
 責任者名 役職名 氏名
 電話番号
 メールアドレス
 ウェブアドレス^{*1}

印^{*9}

私は下記の代理人を定めて、工事設計認証に関する申込手続に係る権限を委任します^{*2}

申込代理人 郵便番号
 住 所
 法 人 名
 責任者名 役職名 氏名

印^{*9}

電波法第 38 条の 24 の規定による工事設計認証を受けたいので、別紙の書類等を添えて申込をします。

申込の区分	新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> (同一認証番号付与要件適合 <input type="checkbox"/>)	
特定無線設備の種類	証明規則第2条第1項第 号に掲げる無線設備	
特定無線設備の型式又は名称		
特定無線設備の製造者名		
電波の型式、周波数及び空中線電力		
比吸収率	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有の場合、他の工事設計認証番号を持つ特定無線設備 ・含まれる <input type="checkbox"/> (工事設計認証番号) ・含まれない <input type="checkbox"/>	
電気通信回線への接続	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
特定無線設備の提出	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
特性試験結果資料の提出	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
試験データの受入	非該当 <input type="checkbox"/> UL Japan は今回の申請スコープで受入済み ^{*3} <input type="checkbox"/>	
変更 申込 の場合 ^{*4}	工事設計書(附属書2)の変更	有 <input type="checkbox"/> ^{*6, *7} 無 <input type="checkbox"/> ^{*7, *8}
	製造場所等確認方法の変更	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	認証等番号及び認証等年月日	認証等番号: 認証等年月日:
	相違点リスト	別紙 工事設計認証等を受けた特定無線設備との相違点リスト添付
連絡	郵便番号、住所 部署、氏名 電話番号、E-mail 又は FAX	
仮認証番号希望 ^{*5}	有 <input type="checkbox"/> (有の場合は他の書類は後日で可) 無 <input type="checkbox"/>	
備考		

^{*1} ウェブアドレスの記載がない場合、別途、申請者情報が必要です。

^{*2} 申込の委任を行う場合に委任者などを記載し、委任がない場合は不要です。

^{*3} 試験を UL Japan 以外が行った場合、記載が必要です。

^{*4} 申込区分が新規の場合は不要です。

^{*5} 今回取得する認証番号はあくまで仮認証番号です。最終的に認証書が発行された場合に、はじめて当該無線設備の見やすい箇所に総務省令で定める表示(認証番号を含む)を付することができることについて理解をして頂いたものとします

^{*6} 型式又は名称の変更を総務省に届け出た場合は同番認証が可能です。旧型式を継続販売する場合は旧+新として届けてください。

^{*7} 工事設計書の変更の有無に関わらず同番認証ガイドラインに従えば同番認証が可能です。同番の場合、ガイドラインに沿って、以前の製品を包含することを示す資料を提出してください。

^{*8} 工事設計書の変更がない場合でも、附属書 12 に示す工事設計の変更がある場合は変更申請が可能です。

^{*9} 押印は必ずしも必要ではありませんが、省略する場合は「押印省略」を選択下さい。社印がない場合は社名使用許諾があるものとみなします。

^{*} 工事設計認証書は電子ファイルでの発行となります。

受
理
印

工事設計認証等を受けた特定無線設備との相違点リスト

変更の工事の種類 ^{*1}	相違内容				備考 (同番認証ガイドラインに沿っている場合は 4.2 項の項番を記載)
	相違箇所	旧 (認証等済特定無線設備)	新 (新規申込特定無線設備)	電気的特性	

注 ^{*1} 附属書 12 で記載した、変更申込区分です。以下に該当する変更の工事の種類番号を記載してください。

- ①: 無線設備の送受信装置に対する物理的な変更
- ②: 無線設備に対する物理的な軽微な変更
- ③: 製造場所の変更又はその他確認方法の変更
- ④: 型式又は名称、製造者(申請者)名の変更

工事設計認証書

申 込 者 名	
申 込 者 住 所 及 び 代 表 者	〒 殿
特 定 無 線 設 備 の 種 別	証明規則第2条第1項第 号に掲げる無線設備
製 造 者 名	
型 式 又 は 名 称	
電 波 の 型 式 、 周 波 数 及 び 空 中 線 電 力	
工 事 設 計 認 証 番 号	
工 事 設 計 認 証 を し た 年 月 日	

上記のとおり、電波法第38条の24第1項の規定に基づく工事設計認証を行ったものであることを証する。

株式会社 UL Japan
コンシューマー機器事業部
電波認証課

〒516-0021 三重県伊勢市朝熊町 4383-326
電話:0596-24-8999 FAX :0596-24-8124

注一. 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 第十七条第五項及び第六項に基づき第四項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があった場合は遅滞なく総務大臣に届け出る必要があります。

注二. 電波法第三十八条の二十五第二項に記載のように、検査を行い検査記録を保管する必要があります。

年 月 日

殿

株式会社 UL Japan

工事設計認証拒否通知書

年 月 日申込に係る下記1の特定無線設備は、証明規則第 18 条の規定に基づき、下記2の理由により工事設計認証を行うことを拒否しますので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、電波法第 38 条の 24 第 3 項において準用する同法第 38 条の 14 第 1 項の規定により、総務大臣に対し、工事設計認証のための審査を行うこと又は改めて工事設計認証のための審査を行うことを命ずべきことを申請することができます。

記

1. 特定無線設備の内容

- (1) 特定無線設備の種別
- (2) 電波の形式、周波数
及び空中線電力
- (3) 型式又は名称
- (4) 製造者名

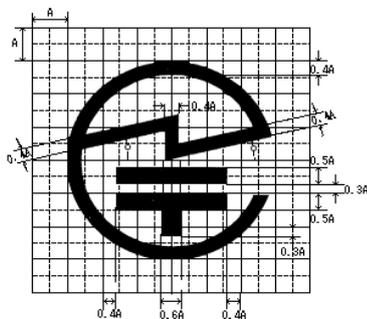
2. 拒否の理由

以上

証明ラベルの様式

1. 適合証明又は認証の表示は、次のマークの様式に記号 **R** 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付したものである。

マークの様式



- 1) マークの大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。
- 2) 材料は、容易に損傷しないものであること。
- 3) 地色は、適宜とすること。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。
- 4) 技術基準適合証明又は工事設計認証番号は第 2 項のとおりであること。
- 5) 記載方法については、要求事項に従うこと。

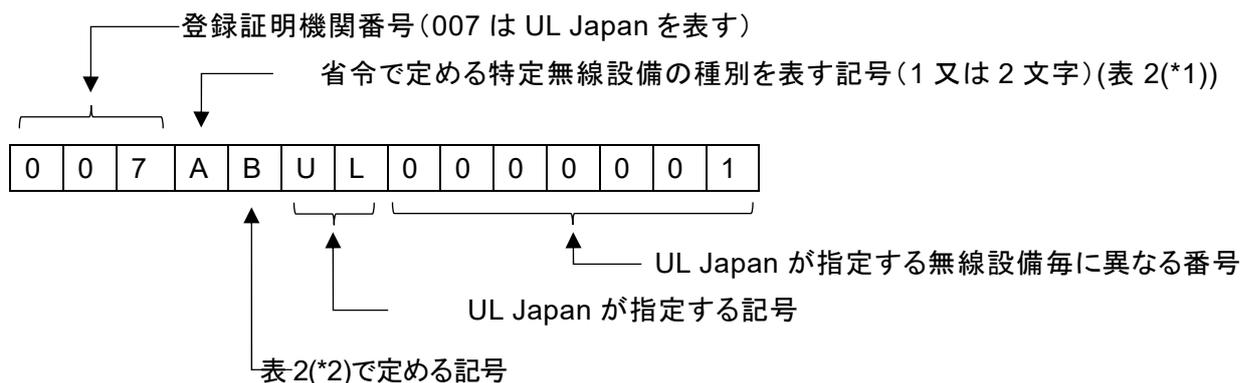
2. 技術基準適合証明及び工事設計認証番号

2-1 技術基準適合証明

- 1) 証明番号の最初の 3 文字は登録証明機関として当社に割り当てられた 007 とし、4 文字目又は 4 文字目及び 5 文字目は特定無線設備の種別に従い、省令で定めるとおり(表 2(*1))とし、その他文字は、当社の定めるものとする。
- 2) 当社で定める文字の最初の 1 文字目は表 2(*2)のとおりとし、3 文字目及び 4 文字目は UL とする。また、それに続く番号は、7 桁とし、当社指定の記号別に個々の無線設備ごとに異なる番号とする。

技術基準適合証明番号の付し方の例

※表示方法については、本規定第 24 条に基づくものとする。



2-2 工事設計認証

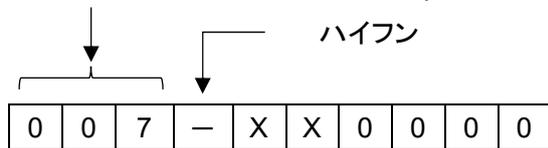
認証番号の最初の 3 文字は登録証明機関として当社に割り当てられた 007 とし、4 文字目は「 - (ハイフン) 」とし、5 文字目から 10 文字目までは当社の定めるものとする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。

- 異なる認証工事設計に基づく 2 つ以上の特定無線設備により 1 つの無線設備を構成するものである場合は、当該 1 つの無線設備に対して 1 つの工事設計認証番号とすることができる
- 認証工事設計について新たな工事設計認証をした場合は、当該認証工事設計に基づく適合表示無線設備の変更の工事を伴わないときに限り、当該認証工事設計に係る工事設計認証番号を新たな工事設計認証番号とすることができる。この場合において、当該工事設計認証番号に係る表示が付された特定無線設備については、新たな表示が付されたものとみなす。
- 認証工事設計について、変更の工事を伴う場合は変更申請として新たに工事設計認証番号を表示するただし、同番認証ガイドラインに該当する場合を除く。

工事設計認証番号の付し方の例

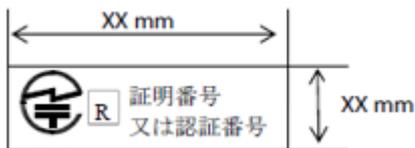
※表示方法については、本規定第 34 条に基づくものとする。

登録証明機関番号 (007 は UL Japan を表す)



UL Japan が指定する記号及び番号

証明ラベル表示の例



証明ラベルの寸法の目安: 技適マーク、記号 **R**、証明番号又は認証番号が横並び(一行)で表示可能な寸法

※同番認証

最新の同番認証ガイドラインに基づき、同一番号を付与することができる。

表 2 省令で定める特定無線設備の種別記号及び当社が定める記号

(1) 免許不要局：32 種別(電波法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号)

証明規則第 2 条 第 1 項	特定無線設備の種別	記号 *1	設備の方式、周波数帯、用途等		当社指定 記号*2			
第 3 号	市民ラジオ	O			A			
第 7 号	コードレス電話	L			B			
第 8 号	特定小電力機器	Y	テレメータ用 テレコントロー ル用 データ伝送用	313 MHz	電気通信回線に接続無し	U		
					電気通信回線に接続有り	T		
				400 MHz	電気通信回線に接続無し	V		
					電気通信回線に接続有り	W		
				920 MHz	電気通信回線に接続無し	Y		
					電気通信回線に接続有り	Z		
				1200 MHz	電気通信回線に接続無し	B		
					電気通信回線に接続有り	X		
			無線呼出用					C
			ラジオマイク用	300 MHz C 型	D			
				800 MHz B 型	E			
				70 MHz D 型	F			
			無線電話用					G
			医療用テレメータ用					H
			433 MHz アクティブタグシステム					I
			タイヤ空気圧モニタリングシステム キーレスエントリーシステム					N
			移動体識別用					J
			ミリ波レーダ用					K
			補聴援助用ラジオマイク用					L
			移動体検知セ ンサー用	10 GHz	Q			
24 GHz	R							
60 GHz	M							
音声アシストシステム用					P			
体内植込型医療用データ伝送用/遠隔計測用システム					S			
動物検知通報システム					A			
第 13 号	小電力セキュリティ	AZ	電気通信回線に接続無し		A			
			電気通信回線に接続有り		B			
第 19 号	2.4GHz 帯高度化小電 力データ通信システム	WW	電気通信回線に接続無し		C			
			電気通信回線に接続有り		D			
第 19 号の 2	2.4GHz 帯小電力デー タ通信システム	GZ	電気通信回線に接続無し		C			
			電気通信回線に接続有り		D			
第 19 号の 2 の 2	2.4GHz 帯高度化小電 力データ通信システム (屋外使用模型飛行機 の無線操縦用)	UV	電気通信回線に接続無し		C			
			電気通信回線に接続有り		D			
第 19 号の 2 の 3	2.4GHz 帯小電力デー タ通信システム(屋外使 用模型飛行機の無線操 縦用)	VV	電気通信回線に接続無し		C			
			電気通信回線に接続有り		D			
第 19 号の 3	5GHz 帯小電力デー タ通信システム	XW	電気通信回線に接続無し(2020 年 7 月 10 日まで)		A			
			電気通信回線に接続有り(2020 年 7 月 10 日まで)		B			
		XA	電気通信回線に接続無し(2020 年 7 月 11 日以降必須)		A			
			電気通信回線に接続有り(2020 年 7 月 11 日以降必須)		B			
第 19 号の 3 の 2	5.6GHz 帯小電力デー タ通信システム	YW	電気通信回線に接続無し(2020 年 7 月 10 日まで)		A			
			電気通信回線に接続有り(2020 年 7 月 10 日まで)		B			

証明規則第2条 第1項	特定無線設備の種別	記号 *1	設備の方式、周波数帯、用途等	当社指定 記号*2
第19号の3の3	複合5GHz帯小電力データ通信システム	HS	電気通信回線に接続無し(2020年7月10日まで)	A
			電気通信回線に接続有り(2020年7月10日まで)	B
第19号の4	準ミリ波小電力データ通信システム	HX	電気通信回線に接続無し	A
			電気通信回線に接続有り	B
第19号の4の2	ミリ波画像伝送およびミリ波データ伝送(10mWを超えるもの)	WU	電気通信回線に接続無し	A
			電気通信回線に接続有り	B
第19号の4の3	ミリ波画像伝送およびミリ波データ伝送(10mW以下のもの)	WV	電気通信回線に接続無し	A
			電気通信回線に接続有り	B
第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム	FV	電気通信回線に接続無し	A
			電気通信回線に接続有り	B
第21号	デジタルコードレス電話	IZ	子機	A
			親機及び兼用機	B
第21号の2	デジタルコードレス電話(広帯域TDMA)	AT	子機	A
			親機及び兼用機	B
第21号の3	デジタルコードレス電話(TDMA/OFDMA)	BT	子機	A
			親機及び兼用機	B
第22号	PHS陸上移動局	JX		A
第32号	狭域通信システム用移動局	CY		A
第33号の2	狭域通信システム用実験局	FX		A
第47号	UWB無線機器	UW	電気通信回線に接続無し	C
			電気通信回線に接続有り	D
第47号の2	26GHz帯超広帯域(UWB)無線システム	VU		A
第47号の3	超広帯域(UWB)無線システム(屋外許可帯域)	UO	電気通信回線に接続無し	C
			電気通信回線に接続有り	D
第47号の4	超広帯域(UWB)無線システム(拡大屋外許可帯域)	UP	電気通信回線に接続無し	C
			電気通信回線に接続有り	D
第64号	700MHz帯高度道路交通システム陸上移動局	XT	電気通信回線に接続無し	C
			電気通信回線に接続有り	D
第75号	5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局	CR	電気通信回線に接続無し	C
			電気通信回線に接続有り	D
第78号	5.2GHz帯小電力データ通信システム(自動車内設置)	XR	電気通信回線に接続無し	C
			電気通信回線に接続有り	D
第79号	6GHz帯小電力データ通信システム(Very Low Power)	YR	電気通信回線に接続無し	C
			電気通信回線に接続有り	D
第80号	6GHz帯小電力データ通信システム(Low Power Indoor)	ZR	電気通信回線に接続無し	C
			電気通信回線に接続有り	D
第81号	6GHz帯小電力データ通信システム(Low Power Indoor、端末間通信を行うもの)	WR	電気通信回線に接続無し	C
			電気通信回線に接続有り	D

(2) 包括免許対象局(特定無線局):58種別(電波法第38条の2の2第1項第2号)

証明規則第2条第1項	特定無線設備の種類別	記号*1	設備の方式、周波数帯、用途等	当社指定記号*2
第9号	Ku帯VSAT地球局	V		A
第9号の2	Ka帯VSAT地球局	SW		X
第9号の3	14.5GHz帯VSAT地球局	NR		Y
第9号の4	Ku帯非静止衛星通信システム(1200km)地球局	PR		X
第10号	携帯無線通信の中継を行う無線局	VT	ブースター対応機	A Z
第10号の2	携帯無線通信陸上中継移動局等(ガードバンドモード対応)	VS		X
第11号の3	W-CDMA方式携帯無線通信陸上移動局	XY		X
第11号の4	CDMA2000方式携帯無線通信陸上移動局	ZY		X
第11号の7	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信陸上移動局	MW		X
第11号の8	CDMA2000(1xEV-DO)方式携帯無線通信陸上移動局	NX		X
第11号の8の2	CDMA2000(EV-DO マルチキャリア)移動局	XU		X
第11号の11	TD-CDMA方式携帯無線通信陸上移動局	OW		X
第11号の12	TD-SCDMA方式携帯無線通信陸上移動局	PW		X
第11号の15	XGP(2GHzTDD)用陸上移動局	DU		X
第11号の17	MBTDD 625k-MC(2GHzTDD)用陸上移動局	FU		X
第11号の19	LTE用陸上移動局	HU		X
第11号の19の2	LTE用陸上移動局(NB-IoT対応)	PS		X
第11号の19の3	LTE用陸上移動局(eMTC対応)	QS		X
第11号の21	LTE(2GHzTDD)用陸上移動局	JU		X
第11号の21の2	TD-LTE 陸上移動局(携帯無線通信中継用)	IS		X
第11号の25	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用陸上移動局	NU		X
第11号の26	UMB(2GHzTDD)用陸上移動局	OU		X
第11号の30	5G-NR(3.7GHz帯、4.5GHz帯)用陸上移動局	ER		X
第11号の30の2	5G-NR(3.7GHz帯、4.5GHz帯)用小電力レピータ	DQ		X
第11号の32	5G-NR(28GHz帯)用陸上移動局	GR		X
第11号の32の2	5G-NR(28GHz帯)用小電力レピータ	HQ		X
第11号の34	5G-4G 周波数帯使用陸上移動局(既存システム5G化)	KR		X
第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局(対地静止)(オムニトラックス)	BZ		X
第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局(非静止)(オーブコム)	AY		X
第15号の2	加入者系多方向用移動局	LY		X
第19号の9	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局	DV		X
第19号の10	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局(0.2μW以下)	EV		X
第20号の2	800MHz帯デジタルMCA(陸上移動局)	VX		X
第20号の3	高度MCA(陸上移動局)	HR		X
第20号の4	高度MCA(制御局)	IR		X
第25号の2	周波数自動選択RZSSB陸上移動局	RO		X
第25号の3	周波数追従RZSSB陸上移動局	RP		X
第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル陸上移動局	DO		X
第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル陸上移動局	DP		X
第28号	携帯移動衛星通信用地球局(対地静止)(N-STAR)	TZ		X
第28号の2	携帯移動衛星通信用地球局(非静止)(イリジウム)	BY		X
第28号の2の2	L帯携帯無線移動地球局(対地静止)	GS		X
第28号の2の3	1.6GHz帯/2.4GHz帯移動衛星通信システム用携帯移動地球局	NS		X
第28号の2の4	ESIM用携帯移動地球局	OS		X
第28号の2の5	14.5GHz帯携帯移動地球局	OR		X
第28号の2の6	Ku帯非静止衛星通信システム(1200km)携帯移動地球局	QR		X
第30号	インマルサット携帯移動地球局	VZ		X
第30号の2	ESV 携帯移動地球局(船上地球局)	LW		X
第30号の3	ヘリコプター 衛星通信システム(ヘリサット)	OT		X
第30号の4	防災対策携帯移動地球局	MS		X
第31号	ルーラル加入者無線	WZ		X
第39号	デジタル空港無線通信陸上移動局(設備規則第49条の15の2第1項)	AW		X
第46号	航空移動衛星通信システム	HW		X
第51号	WiMAX用陸上移動局	IV		X
第54号	次世代PHS用陸上移動局	LV		X
第54号の4	次世代PHS用陸上移動局(eMTC対応)	US		X

第 54 号の 6	5G-2.5GHz 帯 BWA 陸上移動局(既存システム 5G 化)	MR		X
第 54 号の 6 の 2	5G-2.5GHz 帯 BWA 小電カレピータ	NQ		X

(3) その他:130 種別(電波法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 3 号)

証明規則第 2 条 第 1 項	特定無線設備の種別	記号*1	設備の方式、周波数帯、用途等	当社指定 記号*2
第 1 号の 9	SSB	S		A
第 1 号の 10	デジタル	D		A
第 1 号の 11	F3E 等	F	400MHz 帯	A
			150MHz 帯	B
			60MHz 帯	C
			その他周波数	D
第 1 号の 12	特定ラジオマイク	B		A
			イヤーマニター用	B
第 1 号の 12 の 2	デジタル特定ラジオマイク	CU		X
第 1 号の 13	海上用 DSB	OY		X
第 1 号の 14	SSB	PY		X
第 1 号の 15	F3E 等	QY		X
第 2 号	無線標定	Q		A
第 2 号の 2	ラジオ・ブイ	RY		X
第 3 号の 2	気象援助局(ラジオゾンデ、気象用ラジオ・ ロボット)	SY		X
第 4 号	パーソナル	R 又は U		A
第 4 号の 2	簡易無線	TY		X
第 4 号の 4	無線操縦用簡易無線	UY		X
第 4 号の 5	デジタル簡易無線局	SV		X
第 4 号の 6	デジタル簡易無線局(キャリアセンスを備 え付けるもの)	TV		X
第 4 号の 6 の 2	自動的に又は遠隔操作によって動作する 簡易無線	SR		X
第 4 号の 6 の 3	自動的に又は遠隔操作によって動作する 簡易無線(キャリアセンスを備え付けてい るもの)	TR		X
第 4 号の 6 の 4	自動的に又は遠隔操作によって中継する 簡易無線	UR		X
第 4 号の 7	920MHz 帯陸上移動局	ZT		X
第 5 号	50GHz 帯 CR	C		A
第 6 号	構内無線	AS	1200MHz 帯(テレメータ、テレコントロー ル、データ伝送)	B
			キャリアセンスがない 920MHz 帯規定 のチャンネルライズを行うもの	C
			2450MHz 帯(周波数ホッピング以外) (移動体識別)	D
第 6 号の 2	構内無線 920MHz 帯(キャリアセンスを備 え付けているもの)	BS		F
第 6 号の 2 の 2	構内無線 920MHz 帯(キャリアセンスが 無いもの)	ZS		X
第 6 号の 3	構内無線 2450MHz 帯(周波数ホッピ ング)(移動体識別)	CS	2450MHz 帯(周波数ホッピング)(移動 体識別)	G
第 6 号の 4	構内無線 2.4GHz 帯及び 5.7GHz 帯(空 間伝送型ワイヤレス電力伝送システム用)	AP		X
第 11 号の 5	W-CDMA 方式携帯無線通信用基地局等	AX		X
第 11 号の 6	CDMA2000 方式携帯無線通信用基地局 等	BX		X
第 11 号の 6 の 2	W-CDMA 方式携帯無線通信用フェムト セル基地局	XV	拡散符号速度が 3.84 メガチップ/秒のも の	X
第 11 号の 6 の 3	CDMA2000 方式携帯無線通信用フェムト セル基地局	ZV	拡散符号速度が 1 つの搬送波当たり、 1.2288 メガチップ/秒又は 3.6864 メガチ ップ/秒のもの	X
第 11 号の 6 の 4	W-CDMA 方式携帯無線通信用屋内小型 基地局	ET		X
第 11 号の 6 の 5	CDMA2000 方式携帯無線通信用屋内小 型基地局	FT		X
第 11 号の 9	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用 基地局等	NW		X

証明規則第2条 第1項	特定無線設備の種類別	記号*1	設備の方式、周波数帯、用途等	当社指定 記号*2
第11号の10	CDMA2000(1xEV-DO)方式携帯無線通信用基地局等	PX		X
第11号の10の2	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	AU	拡散符号速度が3.84メガチップ/秒のもの	X
第11号の10の3	CDMA2000(1xEV-DO)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	BU	拡散符号速度が1.2288メガチップ/秒	X
第11号の10の4	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用屋内小型基地局	GT		X
第11号の10の5	CDMA2000(1xEV-DO)方式携帯無線通信用屋内小型基地局	HT		X
第11号の13	TD-CDMA方式携帯無線通信用基地局等	QW		X
第11号の14	TD-SCDMA方式携帯無線通信用基地局等	RW		X
第11号の16	XGP(2GHzTDD)用基地局等	EU		X
第11号の18	MBTDD 625k-MC(2GHzTDD)用基地局等	GU		X
第11号の20	LTE用基地局等	IU		X
第11号の20の2	LTE用フェムトセル基地局	IT		X
第11号の20の3	LTE用屋内小型基地局	JT		X
第11号の20の4	LTE用基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)	RS		X
第11号の20の5	LTE用フェムトセル基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)	SS		X
第11号の20の6	LTE用屋内小型基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)	TS		X
第11号の22	LTE(2GHzTDD)用基地局等	KU		X
第11号の23	TD-LTE用フェムトセル基地局	JS		X
第11号の24	TD-LTE屋内小型基地局	KS		X
第11号の27	モバイル WiMAX(2GHzTDD)用基地局等	PU		X
第11号の28	UMB(2GHzTDD)用基地局等	QU		X
第11号の29	5G-NR(3.7GHz帯、4.5GHz帯)用基地局	DR		X
第11号の29の2	5G-NR(3.7GHz帯、4.5GHz帯)用フェムトセル基地局	AQ		X
第11号の29の3	5G-NR(3.7GHz帯、4.5GHz帯)用小型基地局	BQ		X
第11号の29の4	5G-NR(3.7GHz帯、4.5GHz帯)用陸上移動中継局	CQ		X
第11号の31	5G-NR(28GHz帯)用基地局	FR		X
第11号の31の2	5G-NR(28GHz帯)用フェムトセル基地局	EQ		X
第11号の31の3	5G-NR(28GHz帯)用小型基地局	FQ		X
第11号の31の4	5G-NR(28GHz帯)用陸上移動中継局	GQ		X
第11号の33	5G-4G周波数帯使用基地局(既存システム5G化)	JR		X
第11号の33の2	5G-4G周波数帯使用フェムトセル基地局	IQ		X
第11号の33の3	5G-4G周波数帯使用小型基地局	JQ		X
第12号	アマチュア無線	K		A
第15号	加入者系多方向用基地局	KY		X
第15号の3	加入者系対向用移動局	MY		X
第16号	テレメータ用等の固定局	DZ		X
第17号	非常警報用固定局	EZ		X
第18号	22GHz帯固定局	FZ		X
第19号の5	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局	ZW		X
第19号の6	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局(0.2μW以下)	AV		X
第19号の7	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局	BV		X
第19号の8	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局(0.2μW以下)	CV		X
第23号	PHS基地局	KX		X

証明規則第2条 第1項	特定無線設備の種類別	記号*1	設備の方式、周波数帯、用途等	当社指定 記号*2
第23号の2	PHS 中継局	LX		X
第23号の3	PHS 試験局等	MX		X
第24号	38GHz 帯固定局	LZ		X
第25号	RZSSB	RN		X
第25号の4	狭帯域デジタル	QV		X
第26号	車両感知用無線標定陸上局	NZ		X
第27号	道路交通情報ビーコン	PZ		X
第28号の3	設備規則第48条第1項のレーダー(第3種レーダー)	VY		X
第29号	設備規則第48条第3項のレーダー(第4種レーダー)	UZ		X
第31号の2	60GHz 帯高速無線回線用基地局	CX		X
第31号の3	60GHz 帯高速無線回線用多方向陸上移動局	DX		X
第31号の4	60GHz 帯高速無線回線用対向陸上移動局	EX		X
第31号の5	80GHz 帯高速無線伝送システム	UT		X
第33号	狭域通信システム用基地局	DY		X
第38号	市町村デジタル防災無線通信用固定局	GX		X
第40号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の2第1項及び第2項)	BW		X
第41号	18GHz 帯基地局等(周波数分割復信方式又は時分割復信方式)	CW		X
第42号	18GHz 帯陸上移動局(4相変調)	DW		X
第43号	18GHz 帯基地局・陸上移動中継局(信号伝送速度:6Mbit以上)	EW		X
第44号	18GHz 帯電気通信業務用固定局	FW		X
第48号	1500MHz 帯電機通信業務用固定局	VW		X
第49号	WiMAX 用基地局等	GV		X
第52号の2	WiMAX 用フェムトセル基地局	KT		X
第52号の3	WiMAX 用屋内小型基地局	LT		X
第53号	次世代 PHS 用基地局等	KV		X
第54号の2	次世代 PHS 用フェムトセル基地局	MT		X
第54号の3	次世代 PHS 用屋内小型基地局	NT		X
第54号の5	5G-2.5GHz 帯 BWA 基地局(既存システム 5G 化)	LR		X
第54号の5の2	5G-2.5GHz 帯 BWA フェムトセル基地局	KQ		X
第54号の5の3	5G-2.5GHz 帯 BWA 小型基地局	LQ		X
第54号の5の4	5G-2.5GHz 帯 BWA 陸上移動中継局	MQ		X
第57号	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィルア	OV		X
第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィルア(CATV 網等接続型)	UU		X
第57号の3	エリア放送用地上一般放送局	DS		X
第57号の4	超短波放送のギャップフィルア	GF		X
第58号	簡易型船舶自動識別装置	RU		X
第59号	国際 VHF(固定型)	SU		X
第60号	国際 VHF(携帯型)	TU		X
第61号	200MHz 帯広帯域移動無線通信用基地局	ZU		X
第61号の2	200MHz 帯広帯域移動無線通信用基地局等(周波数インターリーブを行うもの)	WS		X
第62号	200MHz 帯広帯域移動無線通信用陸上移動局	CT		X
第62号の2	200MHz 帯広帯域移動無線通信用陸上移動局等(周波数インターリーブを行うもの)	XS		X

証明規則第2条 第1項	特定無線設備の種類別	記号*1	設備の方式、周波数帯、用途等	当社指定 記号*2
第63号	700MHz帯高度道路交通システム基地局	WT		X
第65号	23GHz帯陸上移動局	FS		X
第66号	23GHz帯固定局	ES		X
第67号	第2条第1項第67号に掲げる無線設備(10GHz) 11GHz帯・15GHz帯固定局	LS		X
第68号	第2条第1項第68号に掲げる無線設備(406MHz) 携帯用位置指示無線標識	TI		X
第69号	第2条第1項第69号に掲げる無線設備(6.5GHz、7.5GHz) 6.5GHz帯・7.5GHz帯陸上移動局	YU		X
第70号	第2条第1項第70号に掲げる無線設備(5.8GHz、6.0GHz、6.4GHz、6.9GHz) 電気通信業務用固定局	YS		X
第71号	第2条第1項第71号に掲げる無線設備(6.5GHz、7.5GHz) 6.5GHz帯・7.5GHz帯固定局	YT		X
第72号	第2条第1項第72号に掲げる無線設備(169MHz、2480MHz、5650MHz) 無人移動体画像伝送システム	RB		X
第73号	5.2GHz帯高出力データ通信システムの基地局	AR		X
第74号	5.2GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動中継局	BR		X
第76号	150MHz帯VHFデータ交換装置	PT		X
第77号	400MHz帯デジタル船上通信設備	QT		X

技術基準適合証明手数料

- (1) 免許不要局：(電波法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号)
- (2) 包括免許対象局(特定無線局)：(電波法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号)
- (3) その他：(電波法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 3 号)

上記(1)～(3)共通

- a) 基本料 : 80,000 円
(SAR 評価を行う場合は、基本料金に 20,000 円を加算します。また変更申込の場合の基本料は、30,000 円とします。)
 - b) 申込設備を提出しない場合の技術書類評価料 : 20,000 円/1 台
 - c) 証明ラベル費用 : 10,000 円
- 1) 当社事務所以外の場所で適合証明の業務を行った場合の経費については、証明員派遣費として当社事務所からその場所への移動に要した時間数に対して1時間あたり 5,000 円(1 時間未満は切り上げ)を、また、証明員の旅費として当社の定める旅費規程に基づいた額を上記の額に加算します。
 - 2) 技術基準適合証明書の再発行料は、5,000 円/1 枚とします。
 - 3) SAR の試験を行う場合は、試験モード等を考慮し必要費用を加算します。
 - 4) アンテナ一体型試験法による場合は、その難易度に応じて試験費用を加算します。(基本費用は 10 万円)
 - 5) 申込の取下げがあった場合は、基本料金及び既に試験又は審査が開催されていたときは、それまでに試験又は技術書類評価を行った台数に相当する手数料を申し受けます。
 - 6) アンテナ放射パターン等の測定が必要な場合は、4)項を適用します。
 - 7) 機器により試験費用を追加します(難易度により基本費用 10 万円～)。送受信機の数(異なる周波数帯域等の場合を含む)以上のときは、試験モードに応じて試験費用を加算します。(追加基本費用は、1 モード 5 万円)
 - 8) 同一種別であった場合でも、別モード、別チャンネルの試験が必要な場合は 7)を適用します。令和元年総務省令第 27 号を適用し、W52、W53、W56 のすべてのチャンネルを有する場合も同様です。
 - 9) 証明ラベルは、簡易な耐水シールでの作成となります。
 - 10) キャリアセンス機能の試験のうち動的周波数選択(DFS)機能の試験を行なう場合には、難易度に応じて金額を加算します。基本費用は以下の額を加算します。
 - 5GHz 帯小電力データ通信システムの場合、20 万円(マスター)/15 万円(スレーブ)
 - 5.6GHz 帯小電力データ通信システムの場合、30 万円(マスター)/15 万円(スレーブ)
 - 11) 振動試験が必要な場合は、別途時間、モードに応じ金額を加算します。(基本料金は 10 万円)
 - 12) 複合無線設備(一つの筐体の中に種別が異なる複数の無線設備を持つもの)の場合の証明料金は、種別ごとに基本料の額の 1/2 を加算した額とします。

注 1: 技術基準適合証明の 1 回の申込台数は 500 台までです。

注 2: 適合証明手数料 = a) 基本料 + b) 技術書類評価料 + c) 証明ラベル費用 + 1)～11) 特性試験手数料等

注 3: 対向機は申込者にてご準備して頂きます。

工事設計認証手数料

- (1) 免許不要局：(電波法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号)
- (2) 包括免許対象局(特定無線局)：(電波法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号)
- (3) その他：(電波法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 3 号)

上記(1)～(3)共通

- | | |
|------------------------|-------------|
| a) 新規申込の場合の基本料金 | : 200,000 円 |
| b) 変更申込の場合の基本料金(注*1) | |
| ①送受信機の RF 部等への変更 | : 150,000 円 |
| ②軽微な変更申込 | : 80,000 円 |
| ③製造場所の変更申請 | : 60,000 円 |
| ④型式又は名称、製造者(申請者)名の変更申請 | : 30,000 円 |

- 1) 機器により試験費用を加算します(難易度により基本費用 10 万円～)。送受信機の数が 2 台(異なる周波数帯域等の場合を含む)以上のときは、試験モードに応じて試験費用を加算します。(基本費用は 1 モード 7 万円)
- 2) 複合無線設備(一つの筐体の中に種別が異なる複数の無線設備を持つもの)の場合の認証料金は、種別ごとに基本料金手数料の額の 1/2 を加算した額とします。
- 3) 当社事務所以外の場所で認証の業務を行った場合の経費については、証明員派遣費として当社事務所からその場所への移動に要した時間数に対して 1 時間あたり 5,000 円(1 時間未満は切り上げ)を、また、証明員の旅費として当社の定める旅費規程に基づいた額を上記の額に加算します。
- 4) 工事設計認証書の再発行料は、5,000 円/1 枚とします。
- 5) SAR の試験/評価を行う場合は、試験モード等を考慮し必要費用を加算し、認証費用は 2 万円を加算します。
- 6) アンテナ一体型試験法による場合は、その難易度に応じて試験費用を加算します。(基本費用は 10 万円)
- 7) 申込の取下げがあった場合は、基本料金及び既に試験又は審査が開催されていたときは、それまでに試験又は技術書類評価を行った台数に相当する手数料を申し受けます。
- 8) アンテナ放射パターン等の測定が必要な場合は、6)項を適用します。
- 9) 同一種別であった場合でも、別モード、別チャンネルの試験が必要な場合は 1)を適用します。
- 10) キャリアセンス機能の試験のうち動的周波数選択(DFS)機能の試験を行なう場合には、難易度に応じて金額を加算します。基本費用は以下の額を加算します。
 - 5GHz 帯小電力データ通信システムの場合、20 万円(マスター)/ 15 万円(スレーブ)
 - 5.6GHz 帯小電力データ通信システムの場合、30 万円(マスター)/ 15 万円(スレーブ)
- 11) 振動試験が必要な場合は、別途時間、モードに応じ金額を加算します。(基本料金は 10 万円)
- 12) 令和元年総務省令第 27 号を適用し、W52、W53、W56 のすべてのチャンネルを有する場合は、2 種と見做し 2)を適用します。

注*1: 附属書 12 で記載した、変更申込区分です。

注 2: 対向機は申込者にてご準備して頂きます。

工事設計の変更申込

以下に該当する場合は、その審査の一部を省略することとし、変更申込ができるものとします。
 変更の工事の種類が①に該当する場合は、以下の表に記載する書類に加え、当該無線機器又は特性試験結果書類の提出が必要です。同番認証ガイドラインを満たした場合は同番認証可能です。

変更の種類	変更申込が可能な条件	必要な提出書類
① 送受信機の RF 部等への変更 (1) 発射電波の型式及び周波数 (2) 空中線電力 (3) 回路(回路制御等のプログラムを含む) (4) 電子管、半導体(集積回路及び記憶部品を含む)、部品及び材料の変更、追加又は削除	無線設備系統図の変更が無い場合 無線設備系統図の変更が無く、かつオリジナルに比べ電力が小さくなる場合 発振及び変調に変更がない場合 電波の型式、周波数、空中線電力又は発振及び変調に変更がない場合に限る。	(同番認証が可能な場合があります) 工事設計書、変更箇所を記載した書類及び図面 同上 同上 同上
② 軽微な変更 (1) 送受信装置への変更 a. 電子管、半導体(集積回路及び記憶部品を含む)、部品及び材料の変更 b. 受信機の回路変更 (2) 電源装置への変更 (3) 空中線及び給電線 (4) 付属装置への変更 a. 選択呼出装置、呼出名称記憶装置、自動識別装置、送信装置識別装置、多重端局装置、無線呼出用端局装置、秘密装置テレメータ付加装置、変調信号処理装置等の符号変換装置等 b. 警報装置、監視装置、制御装置等 (5) 筐体等への変更 a. 部品配置 b. 表示器及び操作器 c. 機器本体の材質 d. 機器本体の寸法及び形状	同等以上の性能を有する場合 海上移動業務用受信機の回路変更 同等以上の性能を有する場合 増設、撤去又は取り付け位置の変更の場合 副搬送周波数、最高変調周波数又は偏移周波数に係わる変更或いは増設の場合 同上 副次的に放射される電波の限度に影響を及ぼさない場合 増設又は撤去(インターフェースの変更を含む)の場合 電気的特性が同等以上の場合 移動・携帯用のものについては、高さ、幅及び奥行きとの和の比が、10%以内の変更の場合	(同番認証が可能な場合があります) 規格名を記載した書類及び工事設計書の添付図面記載事項に変更を及ぼす場合にはその図面 同上 同上 同上 変更箇所を記載した図面 同上 副次的に放射される電波の限度に関する点検結果を記載した資料 変更箇所を記載した図面 材質の種類を記載した書類、外観図 外観図又は写真
③ 確認方法の変更 a. 製造場所の変更 b. それ以外の確認方法の変更		(同番認証可能) 確認方法書 同上
④ その他 a. 型式又は名称、製造者(申請者)名(OEMを含む)の変更 b. 登記上の理由(法人の合併等により、その地位を継承する場合を含む)により、社名、製造者名のみを変更		(同番認証が可能な場合があります) その旨を記載した書類(型式、名称変更は総務省に届けた場合認可番号は変更となりません) 同上

年 月 日

株式会社 UL Japan 殿

住 所
会 社 名
氏 名
担当部名
電話番号

技術基準適合証明証書・工事設計認証証書 再発行依頼書

次の書類の再発行を依頼します。

再発行書類の種類	<input type="checkbox"/> 技術基準適合証明証書 証明年月日： 証明番号：
	<input type="checkbox"/> 工事設計認証証書 認証年月日： 認証番号：
特定無線設備の種別	
型式又は名称	
製造者名	
再発行希望理由	

注:再発行依頼者は、当該特定無線設備の技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた者に限ります。

量産品の同一性の確認方法書

申込した特定無線設備は、下記に示す品質管理のもとに製造されますので、当該特定無線設備のいずれもが同一性をもって工事設計に合致するものとなることを確保することができます。

申請者名	
型式又は名称	

品質管理方法において、下記の該当項目を選択し、必要書類を添付願います。

<input type="checkbox"/> 申請者が ISO 9000 シリーズの認定を受けている場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ ISO 認定書の写しを提出(必要な場合、認定スコープがわかる附属書を添付) 	
<input type="checkbox"/> 申請者が ISO 9000 シリーズの認定を受けておらず、製造工場が認定を受けている場合 (申請者以外に申込特定無線設備の企画から製造販売に係る事業所、法人等がある場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ ISO 認定書の写しを提出(必要な場合、認定スコープがわかる附属書を添付) ※ISO 認定書に複数の工場が掲載されている場合、対象となる工場を特定 ・ 「別表第 4 号による確認方法書」を提出 ※ULJ が定める様式において、記載事項を全て記載 	
<input type="checkbox"/> 申請者/製造工場の双方が、ISO 9000 シリーズの認定を受けていない場合 (申請者以外に申込特定無線設備の企画から製造販売に係る事業所、法人等がある場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 「別表第 4 号による確認方法書」を提出 ※ULJ が定める様式において、記載事項を全て記載 ・ その他、製造工場までの品質管理体制が分かる文書の提出 例: 品質マニュアル、作業手順書、組織図、品質保証体系図、QC 工程図、検査仕様書 	
備考	

年 月 日

殿

株式会社 UL Japan

技術基準適合証明証書・工事設計認証書 返還請求書

下記の理由により、次の書類の返還を請求します。

返還を求める書類の種類	<input type="checkbox"/> 技術基準適合証明証書 証明年月日： 証明番号：
	<input type="checkbox"/> 工事設計認証書 認証年月日： 認証番号：
特定無線設備の種別	
型式又は名称	
製造者名	
返還請求の理由	<input type="checkbox"/> 申込者が不正の手段により適合証明又は認証を受けたことが判明したため <input type="checkbox"/> 認証を受けた者の特定無線設備が技術基準に適合していないこと又は認証工事設計に合致していないことが判明したため <input type="checkbox"/> 証明員が法令に違反して適合証明又は認証の審査を行ったことが判明したため
返還請求理由の補足	

年 月 日

株式会社 UL Japan 殿

住 所

氏 名

電 話 番 号

財務諸表等の閲覧申込書

次のとおり財務諸表等の閲覧を申し込みます。

1. 情報公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 閲覧希望日時： 年 月 日 <input type="checkbox"/> 謄写、謄本、抄本の提供 <input type="checkbox"/> 当該事項を記載した <input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 電子データ の提供
2. 閲覧等の理由	

注：

- 1) 閲覧は、(株)UL Japan の所定の場所にて行います。
- 2) 閲覧等の請求に正当な理由が認められない場合は、閲覧等の請求を拒否する場合があります。
- 3) 謄本又は抄本の提供、及び電子データ又は当該事項を記載した書面の交付に係る費用を請求します。